

令和5年 第13回

甲斐市農業委員会議事録

令和5年12月25日

1 日 時 令和5年12月25日(月) 午後2時00分～

2 場 所 甲斐市役所竜王庁舎 本館3階 大会議室

3 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第22号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件  
議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請の件  
議案第42号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件  
議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件  
議案第43号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積  
計画の承認の件  
議案第44号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積  
計画の承認の件(農地中間管理事業)

4 欠席委員

5 議事録署名委員 12番 小澤英雄 委員、13番 石川正美 委員

6 職務のために会議に出席した者の職氏名

農業委員会事務局長 小宮山 尚  
農業委員会事務局庶務係 窪田 友昭  
農業委員会事務局庶務係 小宮山 貴之  
農業委員会事務局庶務係 河野 慎

7 閉 会： 午後3時分

【事務局長】

それでは、はじめにあいさつを交わして始めたいと思います。  
ご起立をお願い致します。

相互に礼。

ご着席ください。

それでは令和5年第13回の農業委員会総会を開催致します。  
山本会長よりご挨拶をいただき、議事進行につきましてもよろしく  
お願いします。

【議長（会長）】

（あいさつ）

本日の出席委員は19人です。定足数に達しておりますので直ちに  
会議を開きます。

（日程第1議事録  
署名委員の指名）

【議長】

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員は、12番小澤委員と13番石川委員を指名致しま  
す。

（日程第2会期  
の決定）

【議長】

日程第2、会期の決定を致します。  
本総会の会期は、本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ござい  
ませんか。

（異議なしの声）

異議ありませんので、本日1日と決定致します。

（日程第3議事）  
（報告第22号）

【議長】

それでは議事に移ります。  
「報告第22号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の  
件」を上程致します。  
事務局に番号40番から43番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料1ページをお願いします。市街化区域の転用ですので報告案件となります。

農地法施行令 第10条第1項の規定により農地転用の届出がありました。

甲斐市農業委員会 事務 専決規定 第3条により専決処分をしましたので報告します。

番号40番 地図公図は1ページ、2ページになります。

篠原●●ほか1筆、合計面積472㎡を甲斐市●●の●●さんが甲斐市●●の●●に賃貸借により資材置場にするための転用の届出が出ています。

続きまして

番号41番 地図公図は3ページ、4ページになります。

竜王●●、面積71㎡を甲斐市●●の●●さんが甲斐市●●の●●さんに、使用貸借により個人用住宅建設のための転用の届出が出ています。こちらは既存宅地と一体で利用します。

続きまして

番号42番 地図公図は5ページ、6ページになります。

竜王●●、面積197㎡を甲府市●●の●●さんから甲府市●●の●●に、所有権移転により宅地分譲1区画にするための届出が出ています。

続きまして、資料2ページをお願いします。

番号43番 地図公図は7ページ、8ページになります。

長塚●●、面積562㎡を神奈川県●●の●●さんほか共有者1名から甲斐市●●の●●さんに、所有権移転により個人住宅建設のための転用の届出が出ています。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項であります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。  
それでは次の議案に移ります。

(議案第 46 号) 「議案第 46 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の件」を上程  
【議長】 致します。

事務局に番号 33 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長

資料 3 ページをお願いします。

番号 33 番、地図公図は 9 ページ、10 ページになります。

大塚●●、面積 49 m<sup>2</sup>を甲斐市●●の●●さんから甲斐市●●の●●さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。

申請地で野菜の栽培を予定しています。所有機械についてはミニ管理機を導入予定です。

モニターの写真は東側から撮影したものです。

説明は以上です

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を ●番●●委員 お願いします。

【●番●●委員】 49 m<sup>2</sup>の狭い土地であるが、農機具を持ちになれることと、ここは広域農道にあたることとあり、今は交通量があり、分譲地の残り地分の狭小地で草が生えておりますが、耕作放棄地の解消に繋がるとのことと、周囲にも同意をいただけたので、ご審議をお願いします。

【議長】 次に ●●推進員に意見を求めます。

【●●推進委員】 ここは新設道路の残地であり見た目は良くないが、農地として使用していただくには良いと思います。

以上です。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 33 番を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

続きまして事務局に番号 34 番の説明を求めます。

【事務局】

はい議長

番号 34 番、地図公図は 11 ページ、12 ページになります。

龍地●●、面積 575 m<sup>2</sup>を甲府市●●の●さんから甲斐市●の●●さんに無償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。

申請地で柿の栽培を予定しています。所有機械についてはトラクター、田植機、脱穀機、ユンボです。

モニターの写真は北側から撮影したものです。

説明は以上です

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を ●番●●にお願いします。

【●番●●委員】

この土地は弘幸さんが弟さんに相続しましたが、その弟が亡くなってしまいましたので、和子さんが使用できないということで、弘幸さんに返す形になっていますけど、柿を植えるようで周囲には迷惑はかからないと思いますので、ご審議よろしくお願いいたします。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

畑で柿を作るということで、何の問題もないと思います。

宜しくご審議をお願いします。

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

【議長】

質問がないようでございます。

番号 34 番 を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

それでは次の議案に移ります。

(議案第 47 号)

【議長】

「議案第 47 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件」  
を上程致します。

事務局に番号 2 番の説明を求めます。

【事務局】

はい議長

資料 4 ページをお願いします。

農地法 4 条は権利設定や権利移動を伴わない転用の案件になります。

番号 2 番、地図公図は 13 ページ、14 ページになります。

団子新居●●ほか 1 筆、合計面積 1364 m<sup>2</sup>のうち 2.82 m<sup>2</sup>を甲斐市●●の●●さんが営農型太陽光発電施設設置のための一時転用許可申請が提出されました。1 回目の更新の申請となります。一時転用期間は 3 年です。転用面積については、支柱と引込柱の地面に接している部分の面積の合計となります。

施設の内容は、支柱 54 本、引込柱 1 本、パネル設置枚数 328 枚、最低パネル設置高 2.2m、発電量は 49.5KW/h です。

下部で耕作がされているか確認し、更新の審議をするものです。太陽光パネル下部ではみょうがの栽培を行っています。

所有機械については刈払い機、ハンマーモアです。

モニターの写真は東側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を ●番●●委員をお願いします。

【●番●●委員】

ここは通常、通行する道ですが、かなり丁寧にみょうがを栽培しております。

オフシーズンもよく手入れをされていますので、このまま継続で問題ないと思います。

【議長】

次に ●●推進委員 に意見を求めます。

【●●推進委員】

●●委員の説明通り、問題ないと思います。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号2番 を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号3番の説明を求めます。

【事務局】 はい議長

番号3番、地図公図は15ページ、16ページになります。

竜王●、面積604㎡の内7.22㎡を、甲府市●●の●●さんが営農型太陽光発電施設設置のための一時転用の更新の許可申請が出されました。

2回目の更新となります。一時転用期間は3年間、転用面積については先ほどと同じく全体面積では無く、支柱と引込柱の地面に接している部分の面積の合計となります。

支柱72本、引込柱1本、太陽光のパネルは206枚、最低パネル設置高は3m、発電量は49.5kw/hです。

パネルの下部では柿の栽培を行っています。

モニターの写真は北東側から撮影をしたものです。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告 ●番 ●● 委員をお願いします。

【●番●●委員】 完成から6年の2回目の更新ですが、調査時は除草され綺麗な状態になっていました。

しかし、普段は放置されて荒れた状態となっているので、営農計画通りの管理をすることを条件に許可した方が良いと考えます。

【議長】 次に●●推進に意見を求めます

【●●推進委員】 該当農地につきましては、太陽光施設の下で柿を栽培しておりますが、たまたま近くに私の農地がありまして、その該当農地の様子を見ますと、草がかなり生えており、柿の栽培と言っていますが、ただ植えてあるだけで、今後定期的に除草の管理、並びに営農計画に基づく柿の栽培を行う

ことを農業委員会として口頭指導等をしていくことを要望しまして私の意見とします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

【●番●●委員】 推進委員さんが言うように、後の調査は地元の農業委員さんが見るのか、それとも事務局が指導するのか、その辺を教えてもらいたい。

【事務局】 事務局の方では、営農型太陽光に関しましては、毎年度末に太陽光の発電事業者から報告書を提出いただいております。

その内容を見た上で県との情報共有はしております、県でも指導はするというで行っております。

3条で所有権移転したような農地に関しましては、基本的には委員さんのパトロールによって発見していただいて、事務局へ報告していただき、あまりにも酷いものに関しては、事務局から所有者に連絡を取ってお伝えするという形をとっていくと思っております。

最適化活動の中で、パトロールを月1回でもやってくださいとお願いしておりますので、その中で発見していただいたものを事務局に報告いただければ良いと思います。

もし、委員さんにおいて知っている方であれば直接言っていただければと思います。

(議案第48号)

【議長】 他に質問ございませんか。

質問がないようでございます。

番号3番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【事務局】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

それでは次の議案に移ります。

---

【議長】 「議案第48号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件」を上程致します。(資料と次第で番号が違っている)  
事務局に番号49番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 5 ページをお願いします。

農地法 5 条ですので転用を伴う権利設定や権利移動の案件になります。

番号 49 番、地図公図は 17 ページ、18 ページになります。

島上条●●、面積 363 m<sup>2</sup>を甲斐市●●の●●から甲斐市●●さんに使用貸借により自己用住宅建築のための転用の許可申請が提出されました。

申請地は住宅等が連坦する 3 種農地です。

建築予定面積は 130.56 m<sup>2</sup>の平屋建ての計画。

排水については、汚水は公共下水道に接続、雨水は東側水路に放流の計画です。

資金証明、事業計画書等の添付書類から問題ないと考えられます。

モニターの写真は南東側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告ですが、これは私の担当地区になりますので報告します。

分譲住宅の一角で最後の案件となります。

そのようなことで問題ないと思います。

次に●●推進委員 に意見を求めます。

【●●推進  
委員】

奥の北側の分譲地と西側の分譲地が許可されておりまして、  
雨水も汚水もそれなりに処理されるということで、特段問題ない案件  
と思います。よろしく願いいたします。

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 49 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

次の議案に移ります。

「議案第 49 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認の件」を上程致します。

事務局に利用権設定の番号 41 番から 48 番の説明を求めます。

(議案第 42 号)

【事務局】

はい、議長

資料 6 ページをお願いします。農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定です

番号 41 番、地図公図は 19 ページ、20 ページになります。

竜王●●ほか 2 筆、面積 2304 m<sup>2</sup>を甲斐市●●さんが甲斐市●●の●●さんに田を 7 年間、新規に貸し付ける計画が提出されました。

水稲と野菜の栽培を予定しています。賃借料は無償です。

続きまして

番号 42 番、地図公図は 21 ページ、22 ページになります。

竜王●●ほか 2 筆面積 3604 m<sup>2</sup>を甲斐市の●さんが甲斐市●●さんに田と畑を 7 年間、新規で貸し付ける計画が提出されました。

畑として利用し野菜の栽培を予定しています。賃借料は無償です。

続きまして

番号 43 番、地図公図は 23 ページから 25 ページになります。

竜王●●ほか 1 筆、合計面積 1728 m<sup>2</sup>を甲斐市●●の●●さんが甲斐市●●の●●さんに 5 年間、新規で貸し付ける計画が提出されました。

水稲と野菜の栽培を予定しています。賃借料は無償です。

続きまして、資料 7 ページをお願いします

番号 44 番、地図公図は 26 ページ、27 ページになります。

竜王●●、面積 1368 m<sup>2</sup>を甲斐市●●の●●さんが甲斐市●●の●●さんに畑を 3 年間、継続して貸し付ける計画が提出されました。

引き続き野菜の栽培を予定しています。賃借料は 10 アールあたり

●●円です。

続きまして

番号 45 番、地図公図は 28 ページ、29 ページになります。

竜王●●ほか 1 筆、合計面積 1002 m<sup>2</sup>を甲斐市●●の●●さんが甲斐市●●の●●さんに田を 10 年間、継続して貸し付ける計画が提出されました。

引き続き畑として利用し野菜の栽培を予定しています。賃借料は無償です。

続きまして、資料 8 ページをお願いします

番号 46 番、地図公図は 30 ページから 32 ページになります。

亀沢●●ほか 12 筆、合計面積 3692 m<sup>2</sup>を甲斐市●●の●●さんほか共有者 1 名が甲府市●●の●●に田を 5 年間、継続して貸し付ける計画が提出されました。

引き続き畑として利用しお茶の栽培を予定しています。賃借料は 10 アールあたり●●円です。

続きまして、資料 9 ページをお願いします

番号 47 番、地図公図は 33 ページ、34 ページになります。

下今井●●、面積 819 m<sup>2</sup>を甲斐市●●の●●さんが甲斐市●●の●●さんに畑を 5 年間、継続して貸し付ける計画が提出されました。引き続き野菜の栽培を予定しています。賃借料は 10 アールあたり●●円です。

続きまして

番号 48 番、地図公図は 35 ページ、36 ページになります。

宇津谷●●ほか 1 筆、合計面積 464 m<sup>2</sup>を甲斐市●●の●●さんが甲斐市●●の●●さんに田を 3 年間、継続して貸し付ける計画が提出されました。

引き続き畑として利用し野菜の栽培を予定しています。賃借料は 10 アールあたり●●円です。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は利用権設定でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

何か質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、番号 41 番から番号 48 番を承認することに決定致します。

次の議案に移ります。

(議案第 43 号)

【議長】 「議案第 50 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件、農地中間管理事業によるもの」を上程致します。  
事務局に、利用権設定の番号 5 番の説明を求めます。

【事務局】 資料 10 ページをお願いします。  
県の中間管理機構を通した利用権設定となります。山梨県農業振興公社が土地所有者からかりあげて、配分者に貸し付ける仕組みとなっています。  
番号 5 番、地図公図は 37 ページ、38 ページになります。  
宇津谷●●、面積 1356 m<sup>2</sup>を甲斐市●●の●●さんが公益財団法人山梨県農業振興公社に畑を 4 年 11 か月間、新規に貸し付ける計画が提出されました。賃借料は 10 アールあたり●●円です。  
公社の配分予定者は韮崎市●●の●●さんで、ブドウの栽培を予定しています。  
公社と公社配分予定者は農用地利用集積等促進計画に基づき令和 6 年 2 月 1 日から 4 年 11 か月間貸し付ける計画となっています。  
説明は以上です。  
事務局の説明は以上です。

【議長】 この案件は利用権設定でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。  
何か質問がある方はいらっしゃいますか。  
  
質問がないようですので、番号 5 番を承認することに決定致します。  
  
以上で、本日の審議はすべて終了致しました。

午後 3 時 40 分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 6 年 1 月 29 日

議事録署名委員 12 番

---

議事録署名委員 13 番

---

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。  
甲斐市農業委員会事務局庶務係 小宮山 貴之